

イヴァン雷帝の改革政治とゼムスキー・サポール

兎内 勇津流

はじめに

ゼムスキー・サポール（全国会議）は、モスクワ国家の政治協議機関として知られる。イヴァン雷帝（在位一五三三—一五八四）の治下一五四九年にはじめて招集されたこの集会は、一五九八年にはボリス・ゴドゥノフを、一六一三年にはミハイル・ロマノフをツァーリに選出し、一六四九年には会議法典の制定にあたり、一六五三年にはウクライナの併合を決議した。しかし、ピョートル一世（在位一六八二—一七二五）の時代には、もはや招集されることはなかった。

ゼムスキー・サポールの性格をめぐってはすでにさまざまなお考えが提出されている。

一九五〇年にユシニコフの提出した身分代表君主政論⁽¹⁾によれば、ゼムスキー・サポールは、西欧の身分制議会的な、国民各層の利益を代表しツァーリ権力を制約する機関ということになる。ソビエト史学では、この身分代表君主政 *сословно-представительная*

монархия という用語は広く受け入れられているが、その内容は必ずしも一定ではない（A・A・ジミン、H・E・ノーツフ、Л・B・チュレブニン、C・O・シユミット、M・H・チホミールロフ等）。この中でもチュレブニンの労作『一六世紀—一七世紀におけるロシア国家のゼムスキー・サポール』⁽²⁾（一九七八）と、『一六世紀前半のロシア国家の地方行政史概説』⁽³⁾（一九五七）および『ロシアにおける身分代表組織の成立』⁽⁴⁾（一九六九）に代表されるノーツフの仕事が注目される。

一方では、ゼムスキー・サポールを身分制議会的な性格を持つものとする理解に否定的な向きもある（И・И・スミルノフ、P・Γ・スクリンニコフ）。これは、クリュチエフスキーやプラトノフといった、革命前ロシアの有力な歴史家たちの意見でもあった。

我が国では、鳥山成人と伊藤幸男の論考がある。鳥山は、西欧諸国の身分制議会に関して、王権に対抗しこれを制約する存在というよりむしろ、中央集権化推進の一環として位置付けられるようになってきており、そこから見た場合「全国会議は十分に身分制議会の

名に価するもの」と評価した。また、ロシアの身分制について、西欧諸国と相通する多くの現象を指摘して、非身分制議會論の前提に疑問を投じた。伊藤は、イヴァン雷帝時代の他の會議機関との関係を考察することを試みた。

最近では、ドイツのトルケが『歴史の諸問題』に寄稿した論文がある。彼は、ゼムスキーという言葉には身分の意味はないこと、殆どのゼムスキー・サポールでは人口の大多数を占める農民の参加はごく部分的だったことをなどを指摘して、ゼムスキー・サポールは國民議會でも身分制議會でもなかったとする。この議論は、鳥山の考察をふまえた場合、いささか単純にすぎないであろうか。

本稿では一五五〇年前後の、最初のゼムスキー・サポールの開催を、イヴァン雷帝の即位以後のロシアの政治的・社会的状況の文脈から解釈することを試みる。ゼムスキー・サポールは、今日の多くの政治機構のように、あらかじめ法律によって構成や権限が規定されて生まれたわけではない。さらに言うならば、新しい政治的権威というものは、既存の社会的勢力との間にさまざまな緊張関係を引き起こしながら、形成され、あるいは認知されていくものである。とすれば、この新しい政治機構の持った意味は、当時の政治の文脈において理解するほかはあるまい。

一 エレーナ・グリンスカヤの摂政政治（一五三三

—三八）とポヤールレ支配政治（一五三八—四七）

この時代のロシアの内政については、次のようにしばしば説かれる。エレーナ・グリンスカヤは中央集権化政策を推進したが、彼女

の急死後、政治の実権は大貴族に移った。彼等は徒党を組んで抗争に明け暮れ、集権化は頓挫したと。

そうしているうちイヴァン四世が、成年に達して戴冠・結婚すると、ポヤールレと呼ばれる大貴族たちの横暴を非難して肅清を敢行、ゼムスキー・サポールを召集して、モスクワ國家に奉仕しその対価として封地を与えられていた士族層の支持を後ろ盾に国政改革に着手したということになる。

しかし、このような見方はすでに修正すべき時にきていると思われる。ノーツフが、一六世紀の政治史を、ポヤールレと士族層との対立で説明することに疑問を表明したのは、前記『ロシアにおける身分代表組織の成立』においてであった。⁽¹⁾その他、代表的なロシアの中世史家である、ジミーン、コプリンらも同じ趣旨の見解を発表している。⁽²⁾さきに述べたような通説的解釈は、再考すべき時に来ているといつてよい。

エレーナの摂政期の集権化政策は、ポヤールレたちの反対を押し切る形でというよりむしろ、その協力を得て推し進められ、彼女の死後、いわゆるポヤールレ支配の時代の集権化政策は継続されたように思われる。

この時期には、モスクワ大公が自らイニシヤチブをとらずとも、集権化が進行した。ポヤールレがそれに手を貸した。そうした行動をポヤールレたちにしむけるような、社会的状況があったと考えるほかない。

一五三四年に、それまでノブゴロト、プスコフ、モスクワで別々の形で鑄造されていた貨幣の制度が統一された。これは、イヴァン

三世（在位一四六二—一五〇五年）以来追求されてきた、商業管理政策の一環を成し、一六〇一—一七世紀を通じて進行した、都市形成、ボサート育成政策にも関連しよう。

一五三九年からはグバー改革と呼ばれる地方行政改革が始まる。その内容は、ごく簡単に言えば、モスクワから派遣される代官の権限を制限して、地方の住民に一定の自治権・警察権を認め、悪党 *лихие люди* の取り締まりを求めるものであった。この施策は、当該地方に個別にグバー文書とよばれる文書を発給することで行われた。

これらの政策は、モスクワ国家の中央集権化を一層推し進める側に働いたと言つて差し支えないと思われる。

地方自治の推進が、どうして集権化と並行するのか。このことについて、若干の説明を試みる。

この時代のグバー文書は、ノソフによれば八例が知られているが、それは例えば、つぎのように書き出される。

「全ロシアの大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチより、ペロオーゼロ郡の諸公、ジェチ・ポヤールスキエ（地方領主たち）、世襲領主の諸子、封地領主の諸子、すべての勤務人の諸子、長老たち、百人長たち、十人長たちに、大公であるわたくし、公、ポヤール、封地、修道院、黒土のすべての農民に、猟犬番たちに、漁師たちに、ビーバーとりたちに、貢租を納めている人たちに、そして、例外なくあらゆるひとたちへ」。

こうした、大公自らがすべての住民に対して呼びかける形式の文書としてはほかに、一三九七年のドヴィナ行政法をはじめとする、

一連の行政法文書（ウスターヴナヤ・グラームタ）があげられる。例として、ペロオーゼロのウスターヴナヤ・グラームタ（一四八八年三月）の書き出しを紹介しよう。

「ここに、全ロシアの大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチは、わたしに仕える人々、ならびにすべてのペロオーゼロ人—都市民、郷に仕える人々、郷の人々、およびすべてのペロオーゼロ人に、彼等のところにはわたしの代官はおらず、彼等がこのわたしの文書に従つて振舞うように、恵与する」。

ここに示されるのは、大公と地方住民の直接的な関係である。

一六世紀の半ばまで、ロシアの法律文書は、ルースカヤ・ブラウダに代表される裁判法典の他は、遺言状や特権恵与状など、当事者の間に交わされる個々の文書によつていた。そこに表現されるのは、封建領主同士の合意であり、契約である。例えば、某修道院に寄進された某村の住民に関する特権恵与状は、その修道院長の要請を受けて、大公から修道院長に発給される形をとる。この場合、住民はこの契約の当事者ではなく、大公に対して何らかの要求を持ち出すべき立場にはないだろう。また実際、一六世紀の三〇年代までにおいて、地方住民が集団として、大公に嘆願書を提出したという例を知らない。

ドヴィナ行政法は、この点、当時としては特異なものであった。一四八八年のペロオーゼロの行政法文書にしても、それが全国的なものだったとは考えにくい。しかし、グバー改革について言えば、全国的とはいえないにせよ、かなりの広がりをもって実施されたと考えられる。

こうしてモスクワ大公は、直接各地の住民に対して、行政をおこなう立場に立つこととなった。

ところで、こうした従来とは質的に異なった政治権力を発揮するためには、相応の政治的・経済的実力とともに、旧来の大公位を超越する権威と、新たな政治的イデオロギーを必要とした。在来の地方権力の抵抗を排除し、より徹底した全国支配をうちたてるためには、地方住民を政治的に取り込み、それをいわば「王権の神話」のなかに位置付ける必要があった。すでにイヴァン三世（在位一四六二—一五〇五）は、最後のビザンツ皇帝の姪ソフイヤ・パレオログと結婚し、カエサルを語源とするツァーリを称している。しかし、ヴァシーリー三世（在位一五〇五—一五三三）時代に二度にわたって神聖ローマ皇帝の大使としてロシアを訪れたヘルベルシュタインは、こう述べている。「ロシア語でツァーリという言葉は、王を意味する」と。この段階では、ツァーリという称号が王を超越するものだと、国内的にも対外的にも、認められてはいなかったのである。国政指導の上では、ポヤールスカヤ・ドゥーマ（貴族会議）がその中心にあることは、変わらなかった。ツァーリズムのイデオロギーは未完成の状態にあった。

二 イヴァン四世の戴冠と親政の開幕

イヴァン四世の親政開始は、一五四七年とされるのが普通である。このことを完全に肯定してよいかどうかは、断定を避けるが、この年には、彼の治世において重要な事件がいくつもあった。

ひとつは、彼がツァーリとして、モスクワ府主教マカリーーの司

式により戴冠したことである。これまでのモスクワ大公のうち、彼の祖父と父にあたるイヴァン三世、ヴァシーリー三世は、すでにツァーリを称していたが、そのために改めて戴冠式を行うことはなかった。

そのあと、翌二月、彼は、オコーリニチーであるロマーン・ユリエヴィチ・ザハーリンの娘アナスタシーアと結婚する。

この年、モスクワは四月に火災に見舞われていたが、六月二日の大火は特に被害甚だしく、一〇時間以上燃え続け、キタイ・ゴロトとよばれる商工地区は灰燼に帰した。この直後市内では、ポサード民を中心とする暴動が発生した。彼等は、大火はグリンスキー一門の放火によるとして、その一族を追求し、クレムリン内にあるウスペンスキー寺院に逃れた、ユーリー・グリンスキー公を殺害した。一五四九年二月には、おそらく最初のゼムスキー・サポールがあった。

また同時に、この頃から、イヴァン四世はイーズブランナヤ・ラーダ（選拔者会議）によりつつ、その政治を行ってゆく。これは、雷帝の信頼する少数のブレインからなる、一種の側近会議であったと思われる。アダーシェフやシリヴェストルは、このころの雷帝側近として有名であるが、前者は士族出身であり、後者は宮廷付きの司祭であって、どちらも身分的には、ポヤールスカヤ・ドゥーマに連なるような立場になかった。これ以後、二人が失脚してイーズブランナヤ・ラーダが消滅する一五六〇年まで、雷帝はその諮問機関として、ポヤールスカヤ・ドゥーマ、イーズブランナヤ・ラーダ、ゼムスキー・サポールを状況に応じて使い分けていくのである。こ

れが、一五五〇年前後の改革政治の基本的スタイルである。

一五五〇年、雷帝は一四九二年法典を改訂して新たな法典を定めた。

一五五一年、聖職者会議がモスクワに招集され、ツァーリの諮問に応えて、百ヶ条からなる決議を採択する。これがストグラフ（百の章を意味する）であり、その会議を百章会議とよぶ。

一五五二年、雷帝はカザンに遠征してそこを占領し、カザン汗国を滅ぼしてボルガ中流域に領土を拡大した。

そうした一方で、一五五一年頃から、地方改革が進行し始める。

これは一五五五―一五六年頃に最高潮に達するのだが、この中心にはタルハンとよばれた、大領主に対する交易税の免税特権の廃止、グバー機関の全国的普及と、その権限強化があった。

一五五三年、雷帝はリヴォニア戦争を開始するが、バルト海への出口を求めてこの戦争は、実に一五八〇年まで続くこととなったのである。

三 イヴァン四世の二ヶ条の下問

彼自らが聖職者会議に諮問した二ヶ条の質問は、その政治改革の方向をうかがう材料としてきわめて興味ぶかい。

これは、当時ノヴゴロト大主教フェオドーシーとして百章会議にも参加した、エフィーミー・トゥルコフの、百章会議関係史料のなかから発見されたものである。

(一)門地制について。

一五四九―一五〇年のカザン遠征時と、その後、門地をめぐる争論を規制するためのボヤール会議の決定は、守られていない。いかにして紛争を防止すべきか。

(二)所領、扶持、官職の分配について。

ヴァシーリー三世以後、国家に勤務する人々の間で、物質面での格差がひろがっている。所領を三倍に広げる者もいれば、飢えている者もいる。是正すべきではないか。

(三)新たに修道院、公、ボヤールに従属するようになった居住地（スロボダー）について。

いまや、父祖たち（イヴァン三世、ヴァシーリー三世）の行ったように、その増加を防ぎ、特権を制限すべき時ではないか。

(四)都市、町の付属地、郷ことにある居酒屋の閉鎖について。

農民は居酒屋から大きな害を被ってきたがためである。しかし、そこから収入を得ていた代官や扶持をうけている地方行政官が困らないよう、新税を導入したい。

(五)通関税 *ПОРОЖИЙ МЯТ* の廃止について。

МЯТ の徴収は、今後、国境のみに限ることとし、*МЯТ* のかわりには品物から関税 *ТАМГА* を徴収すべきではないか。

(六)通行税、橋通行税の制限。

これらは、都市で旅行者からとる *БЯКА* のように、法令に従ってのみ徴収すべきではないか。 *ТАМГА* は、現に商いをそこでしている人から徴収することで、十分である。

(七)リトワ、ドイツ、タタールとの間の関所の強化について。

通行税の徴収や、逃亡者、禁制品の監視のために。

(八)世襲領地台帳の作成について。

商店街、渡し場、橋、屋敷を含んだ、世襲領地の把握のために、誰かが売ったり買ったり相続したり交換したり、甥に譲ったりしたかを記録する。

(九)封地の分与について。

台帳に記載され、患与状に記された言葉のとうりを厳守して。もしその所領が荒廃したならば、領主はツァーリによって厳罰に処せられる。

(十)ボヤールの寡婦について。

もしまだ若ければ、再婚するのが望ましい。もし子、その他の相続人がなく、再婚もできないときは、修道院にはいるのが望ましい。但しこの場合、領地を供養のために修道院に寄進してはならない。

(十一)ノガイ人のゴースチ(大商人)と使節の監視と応接について。

(十二)全国的土地調査について。
書記を全国に派遣して、記録・算定させたい。⁽¹³⁾

以上は大まかにいって、国家に奉仕する勤務人の問題、商業・交易の問題、国家による土地の把握の問題に整理することができる。このうち通関税を国境においてのみ徴収することは、国内の商業振興ということはもちろんであるが、それと同時に、従来領主たちが個別に行使してきた通行税徴収の権利を否定し、その経済的特権を制限することでもあった。

注意すべきことは、これが、イヴァン三世が先述のペロオーゼロ行政法で行った、まさにそのことだったという点である。

ペロオーゼロ行政法(一四八八年)は、以下のように規定する。

「モスクワ地方、トヴェーリ地方、ノヴゴロト地方、モスクワ、トヴェーリ、ノヴゴロトの全ての修道院、ペロオーゼロの諸修道院、キリーロフ修道院、フェラフォンチエフ修道院、あらゆるペロオーゼロの修道院から来た者は、ペロオーゼロの町では穀物その他全ての商品をどこで交易してもよいが、湖のむこうに交易に行ってはならない」

「ウグラ郷を除き、各郷・修道院をまわって穀物その他全ての商品を取引してはならない……」

「湖のむこうに出かけたり、郷や修道院をまわって交易したものは、排除され、商人からは二ルブリが取り立てられる……」

「ペロオーゼロのポサートの都市住民は、旧のように湖のむこうで交易してよい」⁽¹⁴⁾

こうして、修道院とそれに所属する商業活動者は、都市内でのみ交易が認められることとなり、逆に都市住民のほうに、交易活動の自由が認められることとなった。

一四九七年五月に収税人たちに交付されたタモージュンナヤ・グラモタ(関税法)は、以上の原則を確認したうえで、修道院や領主たちの免税特権を否定する一方、ペロオーゼロの都市住民に対しては、品目を限りながらも、市内での無税取引を認める内容のものだった。

スズダリでも、一四七〇年代に、都市住民に交易上の独占権が与えられ、市内交易に関しては、事実上封建領主の特権は否定されてしまった。

さらに、イヴァン三世は、交易地として新都市を建設し、そこに

交易を集中させることもしている。⁽¹⁵⁾

修道院などの封建領主に対する特権の制限、地方改革、商業・交通の掌握の三点は、イヴァン三世時代以来セットで推進されてきているのである。

イヴァン四世は、そこからさらに進んで、領主たちの所領をはじめとする、経済活動の場を全体的に把握し、農民、商工業者などその他の自由人たちについても、把握を進めようとする（項目八及び一一）。

四 最初のゼムスキー・サポールをめぐる史料

さきに、最初のゼムスキー・サポールについて、一五四九年二月に開催されたと考えられていると述べたが、実のところ、この集会については、いくつかの断片的史料が残されているに過ぎず、今世紀初頭までは、有力な歴史家のなかでも、プラトノフのように、その存在を否定する意見があったほどである。⁽¹⁶⁾ その時期についても、歴史家たちの史料の解釈は一致せず、それぞれの史料の描く事件について、それらが同一の集会を記述するものとする意見（チュレフニン、ノソフ）もあれば、別々のものだったとする意見（シュミット）もある。⁽¹⁷⁾

ここで、それらの史料のうち、とくに重要な三点について、その要点を紹介したい。

(1) ストグラフの記事

ストグラフとは、一五五一年に招集された教会会議において、ツァーリの諮問にこたえて決議された一種の法典であることは、さきに

に述べた。その前文にあたる部分に、以下のような記述がある。

イヴァン四世は、教会会議に集まった人々を前に、その前年（七〇五八年＝西暦一五四九年九月～一五五〇年八月）の集会を思い出してこう述べた。

前年、わたしは、わたしのボヤールたちとともに、あなたがたの前で、その罪に対して許しを乞い、あなた方は我々の罪を許してくれた。わたしは、あなたがたの許しと祝福に沿って、ボヤールたちの過去の全ての罪を許し、國中の全ての農民と過去の全ての問題について即刻和解することを、彼等に指示したのだった。そして、わたしのボヤール、全ての役人たち、扶持をうけている地方行政官たちが、全ての地域と、全ての問題で和解することをわたしは、法廷が公正であって、全てのことが幾歳も不変であるために、当時の古い法典を改訂し、法典を制定することについてあなたがたの同意を得た。そして、それを承けて、法廷が全てにおいて公正でワイロなくおこなわれるよう、法典を改訂し、指示を發した。そして、我が國の全ての地域にわたって、長老たち、宣誓者たち、百人長、五〇人長を、全ての都市、都市の村属地、郷、交易所に設け、ジュチ・ボヤールスキエのところに行政法文書（ウスターヴナヤ・グラモタ）を書き送った。⁽¹⁸⁾

（大意訳）

(2) 一五二二年編年記続篇の記事

このゼムスキー・サポールの最も詳しい史料で、一九二一年に初めて發表された。この発見によりサポールの存在がひろく認められるに至った。内容は、大略以下の通りである。

一五四九年二月二七日、イヴァン四世はその宮殿で、府主教マカリーと聖職者会議のメンバーたちの同席するなかで、ボヤール、オコリーニチー、ドヴォレツキー、財務官たちに対してこのような演説をした。

自分が成年に達する前、おまえたちと、おまえたちの配下の者から、ジュチ・ボヤールスキエや農民たちは、各地で、ホローブその他のさまざまな問題で、大きな圧迫と屈辱を被ってきた。もし今後こうしたことがあれば、その者は、私の恩寵を失い、処刑されるであろうと。

ボヤールたちは、ツァーリに寵用を乞い、ツァーリの父祖たちに対してささげたのと等しい忠誠を約束し、彼等やその配下に対して、ジュチ・ボヤールスキエや農民からの訴えがあった時には、法廷で裁くように求めた。

雷帝は、ボヤールのこうした態度を受け入れ、彼等と和解した。これと同じ日にツァーリは、地方長官たち、公たち、ジュチ・ボヤールスキエ、大士族たちの前で同様の演説をした。

二月二九日（この年は閏年ではないが、編年記にはこうある）、ツァーリは府主教マカリーおよびボヤールとともに、ジュチ・ボヤールスキエは、モスクワ国の全ての都市において、殺人、略奪、強盗の現行犯を除いては、代官裁判を受けることはないことを定めた。⁽¹⁹⁾

③ Хрущовская степенная книга の記事

イヴァン四世は、国家が勢力家たちの手の内にある、その強圧と不正によって悲しむべき状態にあるのを見て、府主教マカ

リーに助言を求めると、全国の都市からあらゆる身分の人々を召集した。ある日曜日、祈禱を終えると、イヴァン四世は、ローブノエ・メスト（モスクワの赤の広場の一角）から、自分が若さのために犯したり、権勢欲にとりつかれたボヤールや高官たちのせいによる罪について、府主教に懺悔し、自分を援助し守ってくれよう求めた。それからツァーリは、残りの出席者に対して同様の演説を行い、自分の幼少期のボヤールや権勢家たちの圧迫と不正を語り、今後そうしたことのないよう、自ら裁判を行うことを約束した。

この日、ツァーリは、アダーシェフにオコリーニチーの地位を与え、貧しい人、屈辱を受けた人からの嘆願を受理し、審査することを彼に委ねた。そして、ボヤールたちの前で教訓的な演説を行い、自ら裁判を行うことを宣言した。雷帝二〇歳のときのことである。⁽²⁰⁾

なお、この記事は、一五四七年のツァーリ戴冠、結婚（一月・二月）と、同年のモスクワ大火（四月・六月）の間に載せられているが、この時、ツァーリは一七歳だった筈である。

こうしてみると、この最初のゼムスキー・サポールとされるべきことは、制度として確立した、一定の権限を持つ会議だったというよりむしろ、一種の政治集会の雰囲気を持つもののように思える。

出席者が、どのように選択、若しくは選抜されたかは、ここでは明確ではない。

では、なぜこの集会が持たれたのか。その問いに答える前に、この集会でなされたことを少し整理してみたい。

それは、イヴァン四世のそれまでの治世に行われた政治を、「ボヤール支配政治」として否定することであった。それに対置されたのは、もちろんツァーリ親政であり、ロシア国内のさまざまな社会階層に属する人々とツァーリとの直接的な関係であり、ゼムスキ・サボールは、いわばそれをつくりだすためのセレモニーであった。側近のアダーシェフに、嘆願の受理・審査を命じたことは、その象徴といえよう。

一五世紀のロシアにおいては、モスクワ大公には、それに服属することとなった公の領地を自由に代官などを派遣して管理することはできなかったような節がある。⁽²¹⁾ 新たに獲得された領土には、代官が派遣されて、大公を代理するものとして、行政・裁判を行った。しかし、全国的基準のないまま、占領者として行政・収税をおこなうことは、代官の恣意的支配をもたらし、しばしば、住民側の反発を招くこととなったと考えられる。

すでに、一四九七年法典には、地方住民が代官裁判に参加する権利を認める条項があり、グバー改革はさらにそれを推し進めて、代官裁判に制約を課し、地方住民に一定の警察権と自治を認めたことは、さきに述べた。しかし、より地域に浸透した。安定した全国支配確立のためには、地方社会をさらに積極的にとりこむ必要があった。そうでなくては、修道院など大領主の特権削減も、領地・用益地の把握も、全国的土地調査も行うことは困難だったことであろう。

そのためには、イヴァン四世にとっては、それまでの自分の治世を否定して見せるのが便利であった。そうする一方で、代官権力の制限につながる地方自治機関を各地につくりだし、その中核となる

ジュチ・ボヤールスキエを、重罪事件以外では、代官裁判を免れさせたのである。過去のことには、自分が幼少でなにも判らぬ時にボヤールたちが勝手にしたことだというツァーリの弁明は、全国から集まった代表の前に受け入れられ、民意を味方につけた専制君主がここに登場することとなった。これは別の言い方をすれば、ロシアにおける国民創出事業であったともいえるだろう。

おわりに

イヴァン雷帝論は、ロシア史の中でも魅力溢れる分野であるが、乏しい史料を基に、専ら空想によって論をふくらませる危険を多くはらんでいる。さまざまな研究が発表されてきた一方で、(これはロシア中世史の大部分にあてはまると思われるが) 基礎的史料の校訂も十分でないなどのアンバランスがある。

こうした中で、筆者がこの小論を思いついたのは、克蘭ミーの次の論に接したためである。八巻を予定して現在刊行中のロシア通史 Longman history of Russia の一冊として書かれた The formation of Muscovy 1304-1613. London and New York, 1987. の中で、彼はこう述べている。

「当時の外国人や、後世のロシア人たちの見たように、イヴァン四世は、意志が強く、しばしば気違いじみていたが、良きにつけ悪きにつけ、モスクワ国において、まことの政治的権威を行使した人間であった。しかしながら、最終的に分析したところでは、彼の個性や政治的スタイルは、彼の治世における諸事件や、彼の政府の政策に比べて、取るに足らないものである。」⁽²²⁾

「結局のところ、かれの政府は、君主が、貴族門閥のかたちづく複雑な綱目とともに、それを通じて支配を遂行するという政治権力の構造を、幸いにも全く変革はしなかった。」⁽²³⁾

つまり彼一人は、独裁者のように振る舞ったが、貴族に諮問しながら、彼等の意向を容れつつ統治するという、一五世紀以来のモスクワ国の政治的伝統は不変だった。イヴァン雷帝はモスクワ国史上、いわば異常現象だと言ふことになる。

しかし、これでは説明のしにくい重要なことがあるのではないだろうか。

それでは何故、イヴァン四世は、ゼムスキー・サボルやイーヌ・ブランナヤ・ラーダを必要としたのだろうか。これらの政治機構はなぜ雷帝の没後もロシア史の舞台から消え去ることなく、その後も引き続き登場するのか。ボリス・ゴドゥノフやミハイル・ロマノフを即位させるのに、なぜゼムスキー・サボルが必要だったのか。これはゼムスキー・サボルの背景にあったイデオロギーが、広く社会に受け入れられたことを意味するのではないか。一七世紀のアレクセイ・ミハイロヴィチ帝の側近政治は、選拔者会議と共通した要素をもちあわせないか。

もう一つ疑問点を挙げれば、ツァーリを僭称する者は、このあと動乱時代にはじめて現れるのだが、これはツァーリと民衆との関係の変化によってはじめて説明されうるのではないか。それが生じたのは、雷帝時代だったのではあるまいか。僭称者のもとに立ち上がった集団には、ロシア人以外の民族やカザークも参加していたというが、それは、ツァーリズムのイデオロギーがロシア人以外の諸民

族やカザークをも包み込むような性質のもだったということではないか。

雷帝を論じるに際しては、以上の問題を視野に入れる必要を感じるであろう。

註

- (1) Юшков С. В. К вопросу о сословно-представительной монархии в России. Советское государство и право. 1950(10).
- (2) Черепнин Л. В. Земские соборы русского государства в XVII в. М., 1978.
- (3) Носов Н. Е. Очерки по истории местного управления русского государства первой половины XVI века. М.—Д., 1957, его же. Становление сословно-представительных учреждений в России. Д., 1969.
- (4) Носов Н. Е. Становление сословного-представительства в России в первой половине XVI в. Исторические записки. т. 114, 1986. с. 149-150. 鳥山成人「ロシアの身分制議会」『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社、一九八五年、六三頁。
- (5) 鳥山 前掲論文、六八頁。
- (6) Торпе Х.-И., Так называемые земские соборы в России. Вопросы истории. 1991(11).
- (7) Носов Н. Е. Становление сословно-представительных учреждений в России. Д., 1969, с. 10-11.
- (8) Кобрин В. В. Власть и собственность в средневековой России. М., 1985 栗生沢猛夫「ロシア中央集権国家の形成と貴族階級—В. В. Кобринの近業によして」『商学討究』(小樽商科大学) 三六巻四号(一九八六)、同著「ツァーリズム」成立期における国家権力と都市民」『ロシア史研究』四一号(一九八五)を参照。

- (20) Носов Н. Е., Очерки по истории местного управления Русского государства первой половины XVI века. М.—Л., 1987. с. 236.
- (21) Российское законодательство X—XX веков. т. 2. Законодательство периода образования и укрепления Русского централизованного государства. М., 1985. с. 213.
- (11) 国書 с. 192.
- (22) Гербешевин С., Записки о Московии. М., 1988. с. 74.
- (23) Носов Н. Е., Становление сословно-представительных учреждений в России. Л., 1969. с. 24—28. 24—28 頁 参考。
- (17) Российское законодательство X—XX веков. т. 2. с. 193—194. Алексеев Ю. Г., Некоторые черты городской политики Ивана III. в кн. Генезис и развитие феодализма в России: проблемы истории города. Л., 1988.
- (15) 国書 Алексеев 参考。
- (19) Шмигт С. О., Соборы середины XVI века. История СССР, 1960 (4). с. 68—69.
- (17) Черепнина Л. В. 国書 с. 71. Носов Н. Е., Становление сословно-представительных учреждений в России. Л., 1969. с. 19—53. Шмигт С. О. 国書 с. 73.
- (18) Российское законодательство X—XX веков. т. 2. с. 267.
- (19) Черепнина Л. В. 国書 с. 68—69.
- (20) Шмигт С. О. 前掲論文 с. 67—68.
- (21) 一四七一年に没したヤロスラヴリ公アレクサンドル・フォードロヴィチは、モスクワ國に國土を組み込まれた後も、没年に至るまでその領地を支配し続け、その後もフォードル公が、旧公領の一部に關しては分領公としての権力を維持しつづけたと推察されること。Кучкин В. А., О ставе Ярославских князей после присоединения Ярославля к Москве, в кн. Феодализм в России: сборник статей и воспоминаний, посвященный памяти академика Л. В. Черепнина. М., 1987.
- (22) Сипшмеу, Роберт О., The formation of Muscovy 1304—1613. London; New York, 1987. p. 146.
- (23) 国書 p. 176.